

平成29年度

住民税 申告

マイナンバーの記載が必要です！

本市では、平成29年2月中旬から住民税申告の受付を開始する予定です。平成29年度(平成28年中の収入)から住民税申告の手続きにはマイナンバーの記載が必要です。手続きについての注意点や必要書類についてお知らせします。



1 本人が申告手続きを行う場合

マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードだけで、マイナンバーの確認(番号確認)と持ち主かどうかの確認(身元確認)が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーを確認するための「番号確認書類」1点と、そのマイナンバーの持ち主かどうか確認するための「身元確認書類」1点が必要になります。

(マイナンバーカードをお持ちでない方の必要書類)

番号確認書類	身元確認書類
<p>【いずれか1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー通知カード(原本) ・マイナンバーの記載がある住民票の写し(原本) 	<p>顔写真付きの身分証明書※1(原本)</p> <p>なお、準備できない場合は、顔写真のない身分証明書※2(原本)を2点</p>

2 代理人が申告手続きを行う場合

代理人の方が手続きする際には「番号確認書類、代理人の身元確認書類、代理権の確認できる書類」の3種類が必要です。

番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
<p>【いずれか1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人のマイナンバーカード(両面)のコピー ・マイナンバー通知カードのコピー ・マイナンバーの記載がある住民票の写し(原本) 	<p>顔写真付きの身分証明書※1(原本)</p> <p>なお、準備できない場合は、顔写真のない身分証明書※2(原本)を2点</p>	<p>【いずれか1点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状(原本) ・戸籍謄本(法定代理人の場合、原本) ・税務代理権限証書(原本)

郵送による提出の際には、本人が郵送する場合は上記①、代理人が郵送する場合には上記②の書類の写し(委任状は原本)を同封してください。

※1 顔写真付きの身分証明書の例：運転免許証、パスポート など

※2 顔写真の無い身分証明書の例：公的医療保険の被保険者証、年金手帳、母子健康手帳、資格証明書 など

なお、平成29年度申告(平成28年中収入の申告)手続きについての詳細は、広報しおがま2月号でお知らせします。

税に関するマイナンバーの詳細については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/>)でもご覧いただけます。

問 税務課市民税係 ☎355-5914